

「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」

議 事 録

日 時： 平成 28 年 1 月 14 日（木） 13：30 ～ 15：05
場 所： 佐賀市文化交流プラザ交流センター エスプラッツホール
出席者： 九州地方整備局 森川河川部長、宮本河川調査官、宗河川計画課長、
富岡筑後川河川事務所長
佐賀県 和泉県土づくり本部長
市町村 （佐賀市）赤司副市長
（神崎市）松本市長

【司会】

それでは定刻になりましたので、ただ今より、「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場（第3回）」を開催させていただきます。

私、本日の司会進行を担当いたします、九州地方整備局河川計画課の宗です。どうぞよろしくお願いいたします。

ご参加の皆様方、報道関係者の皆様、傍聴の皆様方におかれましては、円滑な運営のため、事前にお配りさせていただいている資料にもあります「傍聴に関する留意事項」を遵守していただき、静粛に傍聴いただきますようよろしくお願いいたします。

開会にあたりまして、資料の確認をさせていただきます。

お手元のクリップをはずしていただきますと、会議次第、一枚ものがございます。それから配席表、こちら一枚ものがございます。このほかの資料につきましては、右肩に資料番号をふっております。

【資料-1】、【資料-2】、【資料-3】、【資料-4】、【資料-5】、【参考資料-1】、【参考資料-2】、別冊で「報告書（素案）案」として【資料-6】、こちらをお手元に配布させていただいております。過不足はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

本日の出席者につきましては、【資料-1】にも記載させていただいておりますが、佐賀県さんからは和泉県土づくり本部長様、佐賀市さんからは赤司副市長様、神崎市さんからは松本市長様にご出席いただいております。

それでは、開会にあたりまして、九州地方整備局河川部長の森川よりご挨拶申し上げます。

【河川部長】

皆様こんにちは。九州地方整備局河川部長の森川でございます。改めまして新年

明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしく願いいたします。

3 回目の「城原川ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の開催するにあたりまして、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

本日、大変お忙しい中、構成員の皆様方におかれましては検討の場においでいただきまして誠にありがとうございます。また、平素は国土交通行政を進めるにあたりまして、ご支援ご協力をいただきまして、この場をお借り致しまして厚く御礼申し上げます。

さて、城原川ダムの検証でございますけれども、昨年 9 月に第 2 回検討の場を開催したわけでございますが、その際に提示させていただきました 6 つの治水対策案に城原川ダム案を加えまして 7 案あるわけでございますが、その 7 案につきまして今回 7 つの評価軸で評価をやって参りました。また総合的な評価も実施して参りましたので、その案につきましてご説明等させていただきます。

また、昨年 11 月に佐賀県の山口知事が城原川の現地を視察されまして、特に野越しの技術的な検証を実施してほしいというようなお話があったというふうに聞いておりますので、城原川の野越しの現状並びに今回の検証に当たって野越しの考え方につきまして議論に先立ちましてご説明をしたいと思っております。

そのような事で本日は進めて参りたいと思っておりますので、皆様方の忌憚のないご意見をお願いいたしまして、簡単でございますが冒頭のご挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

【司会】

それでは、議事に入ります前に今回の検討の場で行う内容につきまして説明させていただきます。

右肩に【参考資料-1】と書かれた「個別ダムの検証の進め方」という資料をご覧ください。

個別ダムの検証として、今回ご説明させていただきますのは、前回の第 2 回まででご議論いただきました、こちらの左側にありますが「(オ) 検証対象ダム事業等の点検」、それから真ん中にごございます「(キ) 複数の治水対策案を立案」及び「(ク) 概略評価により治水対策案を抽出」これらを踏まえまして、今回、赤枠で囲ってありますが「(ケ) 治水対策案を評価軸ごとに評価」、「(コ) 目的別の総合評価（洪水調節）」及び「(セ) 検証対象ダムの総合的な評価」についてご説明をさせていただきます。

また、その後、資料の右側にごございます「(ナ) 検証の進め方のポイント」における「③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く」に基づき、意見を聴く場等を開催していきますので、その方法などについてもあわせてご説明させていただきます。

説明は以上でございます。

それでは、議事に入りますが、議事の説明を行います前に、先ほど河川部長から

の挨拶にもございましたが、城原川に現存する野越しについて事務局より説明させていただきます。

説明の後に、質問やご意見をいただく時間を取らせていただきますのでよろしくをお願いします。

それでは、筑後川河川事務所の富岡所長、説明をよろしく願いいたします。

【筑後川河川事務所長】

筑後川河川事務所長の富岡でございます。

それでは【参考資料-2】「現存する野越しについて」という資料がございますが、それに基づいて城原川に点在する「野越し」の現状や効果、並びにこれらを踏まえての治水対策案の立案の考え方についてご説明させていただきます。

次、お願いします。

城原川の上流部、JR橋から高速道路橋の間には、江戸時代に成富兵庫茂安によって築造された「野越し(のこし)」といわれる、堤防の一部を低くすることで洪水の水を川の外に溢れさせる施設が左岸側に7箇所、右岸側に2箇所、計9箇所存在しております。

次、お願いします。

これらの野越しは、江戸時代に築造された施設ですけれども、昭和30年代の洪水において野越しから水が溢れたことを契機としまして、昭和30年代後半から40年代前半にかけて、野越しの一部がかさ上げされ、現在の高さとなっております。築造当時とはその構造は異なるものとなっております。

上段の航空写真の方をご覧ください。緑とオレンジ色の線を引いている部分がございます。

当時、野越しには「受堤」と呼ばれる、野越しから越流した水を受け止め、家屋等への浸水を防ぐための堤防が存在しておりました。緑の部分は現在も存在している受堤ですが、オレンジの部分は平成元年のほ場整備において撤去されたものでございます。

このように現在の野越しは成富兵庫が築いたとされる野越しとは構造的にも機能もかなり変わってきているという状況となっております。

各野越しの詳細な諸元につきましては、この後続いて説明いたしますが、野越しの長さは14m～50mにわたっておりまして、周辺の堤防よりも0.5m～2m程度低い構造となっております。

次、お願いします。

それでは、上流1号野越しから順番に説明させていただきます。

9箇所の野越しは上流より1号、2号という呼び名で整理させて頂いております。

1号野越しは、朝日橋と高速道路の間、左岸の11k470m地点に位置している、長さ50m、上流側堤防との高低差1.45m、下流側堤防との高低差1.06mの野越しです。

9箇所の内、最も延長が長い野越しでございます。

次、お願いします。

次に2号野越しです。

2号野越しは、朝日橋のすぐ下流、左岸の11k 210m地点に位置している、長さ21m、上流側堤防との高低差2.18m、下流側堤防との高低差0.49mの野越しとなっています。

次、お願いします。

次は3号野越しです。

3号野越しは、菅生橋の上流、左岸の10k 630m地点に位置している、長さ14m、上流側堤防との高低差1.78m、下流側堤防との高低差1.22mの野越しです。

3号野越しには、写真にオレンジで記している部分に過去受堤が存在していたと言われています。

次、お願いします。

次は4号野越しです。

4号野越しは、三千石堰の下流、左岸の10k 180m地点に位置している、長さ24.7m、上流側堤防との高低差1.84m、下流側堤防との高低差1.12mの野越しです。

3号野越し同様、4号野越しについてもオレンジで記している部分に過去受堤が存在していたとされております。

次、お願いします。

次は5号野越しです。

5号野越しは、八子橋の下流、右岸の9k 700m地点に位置している、長さ14m、上流側堤防との高低差1.80m、下流側堤防との高低差1.87mの野越しです。

5号野越しには、現在も写真に緑色で記している部分に受堤が存在しております。

次、お願いします。

次は6号野越しです。

6号野越しは、川寄橋の下流、左岸の9k 380m地点に位置している、長さ38.5m、上流側堤防との高低差1.43m、下流側堤防との高低差1.41mの野越しです。

5号野越し同様、6号野越しにも緑で記している部分に受堤が存在しておりますが、他の受堤が土だけで形成されているのとは異なって、この受堤は写真のとおり樹木で覆われており、水害防備林としての役割も担っているようです。

次、お願いします。

次は7号野越しです。

7号野越しは、ふるさと大橋の上流、左岸の8k 820m地点に位置している、長さ22m、上流側堤防との高低差1.51m、下流側堤防との高低差1.36mの野越しです。

7号野越しにも、オレンジ色で記している部分に過去受堤が存在していたとされています。

次、お願いします。

次は8号野越しです。

8号野越しは、ふるさと大橋の上流、左岸の8k700m地点に位置している、長さ24.1m、上流側堤防との高低差1.38m、下流側堤防との高低差1.17mの野越しです。

7号野越しと隣接しており、8号野越しにも、写真にオレンジで記している部分に過去受堤が存在していたとされております。

最後に9号野越しです。

9号野越しは、ふるさと大橋の下流、右岸の8k460m地点に位置している、長さ22m、上流側堤防との高低差0.86m、下流側堤防との高低差1.32mの野越しです。

9号野越しには、現在も写真に緑で記している部分に受堤が存在しております。

次、お願いします。

以上が9箇所の野越しの概要でございましたが、ここからは近年発生しました洪水時の野越しの状況についての説明になります。

平成21年7月24日から26日にかけて梅雨前線の影響で城原川流域では3日間の総雨量が500ミリを超える雨が降って、基準地点の日出来橋では計画高水位を超過する洪水が発生しました。

その際、9箇所のうち、赤で書いてある5箇所の野越しから水が溢れました。昭和40年代前半に野越しの一部がかさ上げされて以降、初めて洪水により越流したといわれております。

次、お願いします。

さらに翌平成22年7月10日から15日にかけて発生した洪水では、梅雨前線の影響から城原川流域の伊福観測所において総雨量が700ミリを記録、14日には基準地点の日出来橋において2年連続で計画高水位を超過する洪水となりました。

その際、9箇所のうち、上流側の4箇所の野越しから水が溢れる事態となりました。

次、お願いします。

この写真は、野越しの背後地の移り変わりを表しております。

濃く赤紫に塗っている部分が宅地となっている部分です。野越しかさ上げ前の左側の写真、昭和23年当時と右側の平成18年時点で比較してみますと、野越しの背後地周辺においても宅地化が進んでおり、この中には学校や介護施設等も含まれている状況になってきております。

次、お願いします。

これは、9箇所の野越しを存置した現在の河道において、河川整備計画の目標流量であります毎秒540m³の水が流れてきた場合、どのような状況になるのかをシミュレーションしたものでございます。

左の図の平常時の状態に対して、毎秒540m³が流下した場合、野越し9箇所すべてから越水することにより、また多くの受堤も無くなっている事から約170haにおよぶ浸水被害が発生することが想定されます。

なお、このシミュレーション結果は野越しが決壊しないという前提の基での結果でありまして、越水により野越しが決壊するという事態になった場合には更なる浸

水範囲の拡大が想定されることとなります。

次、お願いします。

次に今回の検証における野越しを存置する場合の治水対策案についてご説明いたします。

さきほどのシミュレーション結果から、現在の野越しをそのまま存置すれば周辺家屋への浸水被害が想定されることがわかりました。

パブリックコメント等において、野越しを存置し溢れさせるといったご意見があったところありますが、先程お示ししましたように以前と比べ野越しの背後地の宅地化が進んでおり、神埼市長様や周辺住民の方から浸水を許容するような対策案は受け入れられないという趣旨のご意見もございました。

また、ダム検証における基本的な考え方としまして、「治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案する」というようにされていますことから、野越しを存置する治水対策案の立案におきましても、家屋への浸水被害がないように右の航空写真に示す茶色の線のように、越流する5つの野越しの背後地に新たに受堤を設置して、家屋への浸水防止を図ることとして立案しております。

次、お願いします。

このように野越しと受堤設置をすることによりまして、その遊水効果が期待されることとなりますが、具体的に申しますと河川整備計画の目標流量毎秒 540m³ に対して、毎秒約 50m³ の洪水調節がこの野越しと受堤によって可能となります。

ただし、毎秒 540m³ を安全に流下するためには、これだけでは不足するため、残り毎秒 490m³ に対して、他の治水方策との組合せが必要不可欠となっております。

次、お願いします。

ここでお示ししていますのは、野越しを存置した治水対策案の立案として第1回の治水対策案の立案時に提示いたしました、雨水貯留施設や雨水浸透施設などの流域対策と組合せたグループ5を例に示しておりますが、左の対策案から「野越し＋河道掘削」、その隣が「野越し＋地役権遊水地＋河道掘削」、一番右側が「野越し＋掘込遊水地＋河道掘削」、これらの組合せにおいて治水対策案を立案しているところでもあります。

このほか、提示しておりますこれらの3案から流域対策を除いた形での治水対策案の3案、これが対策案の⑧⑨⑩という3案になりますが、これらを合わせて16案中6案が現在の野越しを活用した案となっております。

これら6案の治水対策案の中から、概略評価による抽出を行って、この表の一番下に丸印をつけておりますけども、一番右の治水対策案⑩と、ここにはございませんが、この治水対策案⑩から流域対策を除いた治水対策案⑩、さらにパブリックコメントにおいて新たに抽出されました表の真ん中にあります治水対策案⑮の3案について、後ほどご説明します評価軸毎の評価を行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

【司会】

ありがとうございました。

只今、「現存する野越しについて」ということで、野越しの諸元、それから周辺の土地利用の変遷、野越しを存置した状態での越水シミュレーション、それらを踏まえて立案している治水対策案の考え方について説明がございました。

それでは、構成員の皆様方より、ご意見をいただきたいと考えております。ご意見いかがでしょうか。

はい。神埼市長様。

【神埼市長】

私の方から説明を受けましてちょっと思う事を述べさせてもらいたいと思います。

実は 16 ページですかね。「④今回検証における野越しの存置の考え方について」の 16 ページ。このところでシミュレーションをして頂いております。15,16 ページに浸かるとなっておりますが、実は私自身、いつも思う事が野越しから平成 21 年の時に越流して、あれが本当にあの程度で済んだから良いですけども、あの時の降った雨がどれだけなのかという話をいつも伺って来たところでもございました。そうしますと大体、川が 430 トンぐらい流れた、流すつもりだったと、そして越流した量が 30 トンから 50 トンぐらいあったらろうと、そうすると概略 500 トンかなと私は頭の中に雨が降ったときに流れてきた。じゃあその時の雨の降水の雨量が 65 ミリというような事を聞いておりました。そうすると私は何トン流れてきたと言ってもちょっと素人にはピンと来ないもんですから、雨が何ミリ降ったら洪水になるんだという気持ちになるわけですよ。そうすると流域面積と降雨量と単純に素人ですけど掛けてですね、何ミリ降ると大体あそこの所の堤防のところの野越しのところまで来るという考え方です。そして私どもは市民の安全ということも、避難をさせなければならない。越流するような大きな雨が降ったときに避難をさせる時間というのも十分あける事が大切。そうすると今このシミュレーションされたものを見たときに 540 トン位の雨が出たときにどうなのかという話がありましたけど、では、この程度の雨とは雨量に換算するといくらになるんだらうと思うんですよ。時間雨量何ミリに相当するんだと。そしてそこまでだったら、これくらいの流域の被害かなと。しかしここで被害の黄色い面積を書いておりますが、実際これが短かったら、もうこれで非常に良いかもしれませんが、時間が経過する度にですよ、流れる時に結局、南の水が溜まりますよね。そこに水が止まっていますから、下流に流れていきます。それと同時に上から入ってくる水ということで考えていった時にですね、私、町の中がみんな水浸しになるんですよ。被害が。だから、これを越えたらいかんというそういった気持ちがあるんですよ。越流させたらですね。そん

なことで皆さん達が越流するのが大体何ミリ位を想定されたのかな、そしてまた今後100ミリとか降るとる雨があるやないですか、そしてたらどんなになるんだろうか。多分一杯なるんですよ。JRの線路が水を持つもんですから。そんなことを考えたときにどうなるのかなと思ひまして、この説明のシミュレーションを見せてもらった瞬間に思ったことはこれだけで止まるかなという思ひだったものですから、もっともっと大きく雨が降ったときの問題をですな想定して下さいと思ひた次第であります。

【司会】

ありがとうございました。

ただ今、どれくらいの雨が降ったとき野越しからの越えるようなシミュレーション結果になっているかと、でもっと大きな雨が降ったときにどうなるのかと、この絵のように止まるのかと、そういったご意見であったかと思ひます。それに対する回答をお願いいたします。

【河川調査官】

ご意見ありがとうございました。

市長さん、非常にご心配されているというのがよく分かるご意見だったかと思ひます。

具体的に、どの程度の雨が降ったらこうなるかといった、雨の降り方によっても変わってきますけども、平成21年7月の先程市長さんも少し例に出されましたけども、その時の総雨量として城原川流域で500ミリを超える程度の雨という事でございます。平成22年7月ということであれば、雨の降り方も違うということもありますけども、神埼市の伊福の観測所で総雨量約700ミリを記録しているところでございます。

今日お示ししておりますシミュレーションというのも、これは川から野越しから溢れてくる水だけをシミュレーションしているということでございまして、実際にはたくさん雨が降った場合には、いわゆる内水もありますので、内水にこの浸水がプラスされるという事でございますので、そういった意味では非常に市長さんが本当に心配されるように浸水の被害というのが、これよりも雨が降ったらもっと大きくなる、これは540トンという流量を想定していますけども、それよりももっと大きな流量を想定されますけども、その際にはもっと大きな浸水被害も想定されるということになろうかというふうに思ひます。

ちょっと答えになってないかもしれませんが、ありがとうございました。

【司会】

よろしいでしょうか。

【神埼市長】

とにかくですね、野越しから越えていいんだというような発想に立たなくて進めてもらいたい。そしたら、近年特に大きな雨が降ってますよね。そんなものが城原川の流域に降った場合にどうなるか、それが一番心配なんです。今、野越しから越えて良いじゃないか、どれだけ共有しなければならないかと言ったら、一番最後の筑後川の堤防の所まで考えたら、あのところまで行かないと水がはけないですよ。あそこいったら 4m位の高さ程度が出てくるんですよ。ちょうど有明海が満潮でしたらどうなる。それが一番心配です。ひとつよろしくお願いします。

【司会】

それでは、その他の構成員の皆様方、ご意見などございますでしょうか。
和泉本部長様。

【佐賀県 県土づくり本部長】

野越しの検証ということで、今回改めて現状に合わせてどんな対策が良いのかご説明いただきました。知事が野越しの現地視察を行って、そこで改めて検証もしっかりという声を受けて、今回説明をして頂いたという事でございますので、どうもありがとうございます。説明を受けまして、よく理解できたと思っております。野越しの昔の位置づけ、現在どうなっているのかといった状況下で、仮にそこから越水するといいますか、野越しを生かした治水対策案をとるとすれば受堤を設けて家屋等の浸水は避けながら、既存施設を生かすという方法が、野越しを生かす方法だろうと、先程市長さんからも野越しを越えて下流に拡散するようなことは考えられないというのもありましたし、こういうような受堤をつけましてやるということには私もよく理解できたところでございます。

過去の話になりますが、平成 17 年にこの城原川をどうするかという事を議論するために城原川首長会議が開かれているところでございますが、その会議におきましても野越しから越流させて浸水を許容する案につきましても議論されてきましたが、なかなか洪水リスクを受忍するという案は現実的に難しいというような状況で、野越し、洪水を受忍する、その様な結論を合意できる状況にはならなかったというような経緯もございます。そんなことから今回、野越しを活用して尚且つ受堤を造りながら家屋への浸水リスクを持たずに対応するとした案⑭か⑮ですかね、それについては妥当であるという事が理解できました。どうもありがとうございました。

【司会】

ありがとうございました。
それでは、その他の方からのご質問などありますでしょうか。
よろしいでしょうか。
ありがとうございました。

それでは引き続き、「治水対策案の評価軸ごとの評価」、「治水対策案の総合評価(案)及び検証対象ダムの総合的な評価(案)」について、説明いたします。

それでは、よろしくお願いいたします。

【筑後川河川事務所長】

それでは、【資料-3】【資料-4】ということになります。

まずはじめに【資料-3】「治水対策案の評価軸ごとの評価」により、前回までに示しておりました各治水対策案に対して7つの評価項目に沿った評価を行いましたので、その内容についてご説明します。

この【資料-3】ですが、前のスクリーンに映してございますけども非常に細かい字の資料が多くなっておりますので、お手元の資料をご覧頂いた方がよろしいかと思っております。よろしくお願いいたします。

まず、評価軸と評価の考え方で資料の1ページでございます。

評価を行うにあたりましては、検証の要領に示されています考え方に従い、7つの評価軸である、「安全度(被害軽減効果)」、「コスト」、「実現性」、「持続性」、「柔軟性」、「地域社会への影響」、「環境への影響」と、それぞれの評価軸に対する評価を行いました。

次のページをお開き下さい。

今回の評価の対象となります治水対策案は、前回第2回の検討の場で説明しました城原川ダム案並びにパブリックコメント結果を踏まえ、概略評価により抽出しました6つの治水対策案を合わせた7案を対象としております。

なお、各案の名称が長うございますので、以降の資料につきましては、表の右側に矢印にて示しております名称により表現させていただきます。

次のページをお開き下さい。

ここからは、各治水対策案に対し最初に示しました7つの評価軸により評価した結果を整理しております。

まず、表の見方でございますが、一番左に7つの評価軸、次にその評価の考え方、次にこれらに対する各治水対策案の評価結果を記載しております。

それでは説明させていただきますが、時間の関係もございますので、ポイントを絞って説明させていただきたいと思っております。

まず、評価軸の1つ目「安全度(被害軽減効果)」の評価軸としまして、考え方の1つ目「河川整備計画レベルの目標に対し安全を確保できるか」については、すべての案において河川整備計画の目標流量を安全に流すことができるため、安全に流すことができると記述しております。

2つ目「目標を上回る洪水等が発生した場合にどのような状態となるか」につきましては、ある想定規模の洪水がきた場合、河川の水位がどのような状況になるのかを検討したものでございます。

<河川整備計画レベルより大きい規模の洪水>としましては、100年に1回規

模の洪水での評価を行い、その下の<河川整備基本方針レベルの洪水が発生した場合>として、将来計画であります 150 年に 1 回規模の洪水について評価をしました。

結果、ダム案では、河道の水位が計画高水位を上回る区間はございませんが、その他の治水対策案においては、河道の水位が計画高水位を超える結果となりました。

次に、<河川整備基本方針レベルよりさらに大きい規模の洪水が発生した場合>といたしまして、想定最大規模の洪水が発生した場合についての評価を行いました。

結果、ダム及び全ての治水対策案において計画高水位を超える結果となりました。

次に、<局地的な大雨が発生した場合>につきましては、ダムや遊水地については、上流域で局地的な大雨が発生した場合には、それぞれの容量を上回るまでは洪水調節は可能であり、河川においても水位が計画高水位を上回るまでは安全を確保することができます。ということになっております。

次、お願いします。

考え方の 3 目「段階的にどのように安全度が確保されていくのか」といたしまして、事業工期について評価を行いました。

まず<10 年後>におきましては、すべての案において完全に効果を発現していると想定される案はございませんが、野越し存置や遊水地を有する案につきましては完成した箇所について、河道の掘削、築堤等の河道改修については改修を行った箇所から順次効果を発現していると想定されます。

次に<15 年後>におきましては、城原川ダムについては完成し、効果を発現していると想定されますが、その他の治水対策案については、野越し存置や遊水地を有する案については完成した箇所について、河道の掘削、築堤等の河道改修については改修を行った箇所から順次効果を発現していると想定されますが、施工が完了している治水対策案はないというように考えております。

次に考え方の 4 目「どの範囲でどのような効果が確保されていくのか」については、すべての治水対策案が河川整備計画の対象区間において、目標流量を安全に流下させることができるようになります。

次、お願いします。

次に「コスト」の評価軸について説明させていただきます。

考え方の 1 目「完成までに要する費用はどのくらいか」につきましては、前回第 2 回検討の場までにご説明しましたとおり、完成までのコストでは城原川ダム案が最も安価となります。

2 目「維持管理に要する費用はどのくらいか」につきましては、ダム案については、九州の管理ダムの実績より年間約 1 億 7 千万円、他の治水対策案は年間約 6 千万円から 1 億 6 千万円というふうになっております。構造物等の維持管理が少なくなる河道掘削案が最も安価となるというように考えます。

3 目「その他の費用（ダム中止に伴って発生する費用等）はどれくらいか」につきましては、ダム案以外の案において、これまでの調査に使用した横坑の閉塞に伴う費用が約 5 千万円必要となります。

単年度での維持管理に要する費用が城原川ダム案より安価なものもございますが、50年の期間で見ますと、コストについて最も有利なのは城原川ダム案というようになります。

次、お願いします。

次に「実現性」の評価軸について説明させていただきます。

考え方の1つ目「土地所有者等の協力の見通しはどうか」につきましては、ダム案においては、土地所有者等に調査状況の説明を行っておりますが、その他の治水対策案につきましては、現時点では土地所有者に説明等は行っておりません。

また、すべての案において実施する河道改修に伴う土砂の搬出先の土地所有者等の協力が必要となりますが、現時点においては説明等を行っておりません。

次に2つ目「その他の関係者等との調整の見通しはどうか」につきましては、河道掘削案以外のすべての案に共通して道路管理者や農林・文化財の部局等との調整を必要といたします。さらにダム案では、これらに加え発電管理者や森林部局等、雨水貯留施設等の流域対策を含む案では学校や公園における関係機関との調整を行う必要があると考えております。

また、すべての案において河道改修に伴い、橋梁や利水施設等の施設管理者との調整が必要となります。

3つ目「法制度上の観点から実現性の見通しはどうか」ということにつきましては、すべての案において、現行制度のもとで実現することは可能と考えております。

4つ目「技術上の観点から実現性の見通しはどうか」ということについては、すべての案において、実現性の隘路となるような要素はないというように考えております。

次、お願いします。

次に「持続性」の評価軸について説明させていただきます。

考え方であります「将来にわたって持続可能といえるか」ということについては、すべての案において継続的な監視や観測を必要といたしますが、適切な維持管理により持続は可能と考えております。

また、水田等の保全を含む案については、効果持続のため、施設管理者との調整が必要となります。

次に「柔軟性」に対する評価軸について説明させていただきます。

考え方である「地球温暖化に伴う気候変化や社会環境の変化など将来の不確実性に対する柔軟性はどうか」ということについては、河道掘削案以外の案においては、それぞれの案における機能向上は技術的に可能と考えておりますが、その場合には土地所有者等との協力が必要となります。

また、すべての案に該当する河道改修については、掘削量の調整により比較的柔軟に対応することは可能でございますが、掘削量には限界があるとともに、場合によっては橋梁の架け替えや堰の改築等に伴い、施設管理者との協力が必要となってまいります。

次のページをお願いします。

次に「地域社会への影響」の評価軸について説明させていただきます。

考え方の1つ目「事業地及びその周辺への影響はどの程度か」につきましては、河道掘削案以外のすべての案において対策実施のための用地買収により事業地周辺の農業収益の減収などにより、農業活動に影響を及ぼすと考えられます。

また、野越し存置や地役権遊水地、水田等の保全を含む案におきましては、降雨時の浸水により営農意欲の減退、さらに雨水貯留施設などの流域対策においては学校や公園利用など、地域の生活に影響を及ぼすと予想されます。

2つ目の「地域振興に対してどのような効果があるのか」につきましては、ダム案や掘込遊水地案におきましては、洪水貯留となる区域において洪水時以外の土地利用形態によっては、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機となる可能性がございます。

なお、すべての案において、治水安全度の向上に伴う土地利用の変化により地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機となる可能性があります。

3つ目の「地域間の利害の衡平への配慮がなされているか」につきましては、河道掘削案以外の案において、新たに建設・整備する地域と周辺地域及び下流域との間で利害の衡平に係る調整が必要になると予想されます。

なお、すべての案に該当する河道改修につきましては、整備箇所と効果発現範囲が概ね一致いたしますことから地域間の利害の不衡平は生じないと予想されます。

次、お願いします。

最後に「環境への影響」の評価軸について説明させていただきます。

考え方の1つ目「水環境に対してどのような影響があるか」につきましては、ダム案においては、平常時は湛水しないため、水量や水質に対する変化は小さいと予測しており、その他の治水対策案においても、水量や水質に対する影響は小さいと考えております。

2つ目の「生物の多様性の確保及び流域の自然環境全体にどのような影響があるか」につきましては、ダム案においては、動植物の生息地の消失や生息・生育環境の変化により影響を受けると予測される種があるため、生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がございます。掘込遊水地を含む案においては、ダム同様、動植物の生息・生育環境に影響を与える可能性があるため、必要に応じて生息・生育環境の整備や移植等の環境保全措置を講じる必要がございます。また、野越し存置及び地役権遊水地を含む案においては、洪水時の湛水等による状況変化から水田に生息・生育する動植物に影響を与える可能性はございますが、その影響は小さいものと考えております。なお、雨水貯留施設などの流域対策を含む案におきましては、自然環境への影響は小さいと考えております。

3つ目の「土砂流動がどう変化し、下流河川・海岸にどのように影響するのか」につきましては、ダム案においては、ダム下流における河床構成材料や河床高に大きな変化は生じないと予測しております。また、すべての案における河川改修にお

いては、河道の掘削後再び堆積する可能性があり、その場合は再度掘削が必要となります。

4 つ目の「景観、人と自然との豊かな触れあいによどのような影響があるか」につきましては、ダム案においては、堤体や付替道路等により眺望景観の一部が変化すると予測されるため、必要に応じて環境保全措置を講ずる必要がございます。

遊水地や野越しを含む案におきましては、周囲堤や受堤の設置により景観が一部変化すると考えられます。なお、すべての案に該当する河道改修においては河道掘削等における景観への影響は小さいものと考えております。

以上で、【資料－3】「治水対策案の評価軸ごとの評価」についての説明を終わります。

続けて、【資料－4】でございます。「治水対策案の総合評価（案）、検証対象ダムの総合的な評価（案）」により、先ほどご説明いたしました【資料－3】の「評価軸評価」を踏まえた治水対策案の総合評価、そして最終的な総合評価についてご説明いたします。

次、お願いします。

まず目的別の総合評価（案）についてですが、上の枠に示しておりますが、先程【資料－3】にてご説明しましたとおり、評価軸による評価については、前回第 2 回の検討の場で抽出いたしました 7 つの案に対して、安全度、コスト、実現性などの 7 つの評価軸ごとの評価を実施しております。

総合評価につきましては、最後 3 ページ目に添付しておりますが、「再評価実施要領細目」に示されている「⑤総合的な評価の考え方」の「1) 目的別の総合評価」に基づき、評価を実施いたしました。

その結果を下の枠に、目的別の総合評価（案）として整理してございます。

1. 一定の「安全度」、河川整備計画において想定している目標流量である日出来橋地点毎秒 540m³ を確保することを基本とすれば、「コスト」について 最も有利な案は「城原川ダム案」となり、また目標を上回る洪水が発生した場合の「安全度」においても、「城原川ダム案」が有利となります。

2. 「時間的な観点から見た実現性」といたしましては、10 年後に完全に効果を発現していると想定される案はございませんが、15 年後に最も効果を発現していると想定される案は「城原川ダム案」ということとなります。

3. 「持続性」「柔軟性」「地域社会への影響」「環境への影響」につきましては、上記 1. 2. の評価を覆すほどの要素はないと考えられるため、「コスト」を最も重視することとして、洪水調節において最も有利な案は「城原川ダム案」となります。

次、お願いします。

次に、検証対象ダムについての総合的な評価（案）について中段に整理しておりますが、洪水調節の目的について、目的別の総合評価を行った結果、只今ご説明したように、最も有利な案は「城原川ダム案」ということとなります。

城原川ダムは洪水調節のみを目的とする洪水調節専用のダムでございますから、

目的別の総合評価結果を踏まえ、総合的な評価の結果といたします。

従って、一番下の枠囲みとなりますが、検証対象ダム総合的な評価としましては、最も有利な案は「城原川ダム案」ということとなります。

以上で、【資料-4】「治水対策案の総合評価（案）、検証対象ダム総合的な評価（案）」についての説明を終わります。

【司会】

ありがとうございました。

只今、治水対策案の評価軸ごとの評価及び治水対策案の総合評価（案）及び検証対象ダム総合的な評価（案）についての説明がございました。

それでは、構成員の皆様よりご意見をいただきたいと思っております。いかがでしょうか。

県土づくり本部長様。

【佐賀県 県土づくり本部長】

何点か確認をさせていただきたいと思っておりますけれども、安全度の評価軸のところ、河川整備基本方針レベルの洪水が起きたときの安全度の話がありまして、ダム案の場合は計画高水位を超えないけれども、その他の6つの案では計画高水位を超えてしまうという結果となっているということでした。基本方針レベルというのはあくまでも将来目指すべき目標ということで、ここを目指していきましょうというものだと思いますので、今回の検証につきましては、整備計画流量レベルで行っているということですが、将来ここを目指すというのであれば、そこに至るためにはダム案以外につきましては、さらに追加対策というのですか、追加の工事メニューなり、対策が必要になってくるのではないかと思います。その対策を行うにあたって、対策工事のしやすさといいますか、難易度、難しい場合、やさしい場合、あるいは場合によっては手戻り工事が生じる、そんなことも、現に今の案のやり方次第では、そういうことも将来のことを考えると出てくるのではないかと思いますんですけども、その辺の評価については今回どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

【河川調査官】

ありがとうございました。繰り返しになりますが、城原川ダム案についてはダムを造る案になりますので基本方針レベルの毎秒 690m³ までの対応となっておりますので基本方針レベルの洪水でも計画高水位を超える区間についてはないということになっているということですのでございます。その上で他の案については本部長がおっしゃられたように毎秒 540m³ までの対策を行う案になっているということですのでございます。

今回の検証では検証のルールに則って実施しておりますけれども、整備計画の毎

秒 540m³ を対象とした対策案で立案をさせていただいております。基本方針レベルを将来的に目指すということに多分なるだろうと思いますが、それを目指す際に河川整備計画を作ってどのような対策が必要になるかということを検討していくということになるんだろうと思います。その上でダム案以外の案の場合は毎秒 540m³ 迄の対策案になっておりますので仮定の話になってしまうかもしれませんが、その先の話はどうなっているのか場合によっては手戻りが生じるかもしれないですし、生じない形で対策がそのままいけるのかもしれないですし、そのあたりは今回の評価の中ではそこまで想定はしていないということでございます。それは検証のルール上そのようになっているとご理解いただければと思います。

【佐賀県 県土づくり本部長】

よろしいでしょうか。

【司会】

佐賀県さんどうぞ。

【佐賀県 県土づくり本部長】

検証のルール上そういうことで今回の整備計画流量の毎秒 540m³ 対応の検討に留めているとのことですが、例えば柔軟性というところが評価軸の7ページ目ですね、柔軟性という評価項目がございますけれども、多分これと関連してくるのではないかと考えてまして、要するにここでは地球温暖化に伴う気候変動に対して柔軟性があるのかどうかという話で、これが非常に重要なことだと思いますけれども、気候変動が起ころうと起こるまいと基本方針レベルまでですね、きちっとやって頂かねばならないというふうに認識しておりまして、ですから基本方針レベルまで上げるための柔軟性がまずどうなのかという評価軸があってはいいのではと思うんですけれどもその辺いかがでしょうか。

【河川調査官】

今お話がありました柔軟性というところで、地球温暖化などを踏まえたときどう対応するかということは評価させて頂いております。基本方針まで目指す時の対応と柔軟性と関係してくるのではないかとご指摘もございましたけれども一つのある対策を基本方針レベルに上げていくのか柔軟性があるかという意味では、おそらく関係はしてくるだろうと考えています。基本方針レベルまでの評価があっても良いのではないかとごさすけれども、そこは繰り返しになりますけれども検証のルールに則ってということでございますのでご理解をいただければと思います。そういった意味ではこの柔軟性のところで少し見て頂いて各案どうなのかと見ていただくのは一つのやり方としてあるのかなと思っております。

【司会】

よろしいでしょうか。

【佐賀県 県土づくり本部長】

ダム案の場合は基本方針レベルまで柔軟性が高くて評価軸には無いですがそれ以外の案については不明だというのが現状だということですかね。

【河川調査官】

ダム案の場合は基本方針レベルまでいくので柔軟性というか、そこまで対応してしまうという形になっているということでございます。

【司会】

よろしいでしょうか。

神埼市長様。

【神埼市長】

県の意見と重複しますが、今の説明を聞きまして実現性の話があったところでございますけれども、地元では以前、色々と反対もあったかも知れませんが、今は早急にダム建設をやってくれとの段階に来ている。そのような意思表示がなされております。その辺は「説明を行っている」というよりはもっと踏み込んで記載しても良いのではないかと承りました。先ほどの安全性の中で一番心配しているのは整備計画や基本方針の数値を示されておりますが、先ほどの野越しのシミュレーションもありましたように本当にこれだけの雨が降ったら一番心配なんですね。柔軟性というのはダム案もかさ上げすればある程度対応可能なのかと思って説明を聞いておりました。佐賀県から基本方針まではどうなのかとの質問もありましたが、私は将来可能であるとすれば「もっと大きくして下さい」、「高くして下さい」ということを今後、国に対してお願いを残す部分であるとすれば私が今の立場にいれば頑張ってみたいと思ったところでございます。それだけ力を入れていただければありがたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【河川調査官】

2つございました。地元の状況ですね。実現性のところでございますけれども、まさにこれまでの経緯もありまして、今、市長さんがおっしゃったような形で「地元に対して説明を行っている」という書き方をさせて頂いておりますけれども、これまで事務所の方で色んな話をさせて頂いているところでございます。今の市長さんのご意見についてはこの議事録にしっかりと残させていただくような形にしたいと思っております。それから柔軟性のところで城原川ダムについてはもっともとかさ上げ出来るのではないかと話もありました。ここでは簡潔に書かせて

頂いておりますので城原川ダムについては我々が今まで調査しているなかで技術的にはかさ上げも可能だと考えているところでございます。そこは柔軟性で表現させていただいている中で読んでいただければと思います。ありがとうございます。

【神埼市長】

これは希望というかお願いになりますが、安全度の中で10年後だとか15年後とか設定されております。10年後だとダムは出来ていない。15年後だとダムは出来ている。これば出来るだけ早くお願いしたい。本当に1日も早く、いつ雨が降るかわからないのでよろしく申し上げます。

【司会】

それではその他のご意見などございませんでしょうか。
佐賀副市長様。

【佐賀副市長】

いつもここに出てきて問題になりますが、検証といいますか評価というのはあくまでも整備計画の毎秒540m³にて検証を行うようになっている。しかし、ダムにおいては基本方針に基づいているのだからその部分はちゃんと念頭において毎秒690m³の目標で造るという理解でよろしいでしょうか。

【河川調査官】

今おっしゃって頂いたとおりの理解でよろしいかと思えます。ダムの場合は評価に載せているのは毎秒690m³まで対応できる形の案で色んな評価をさせていただいているところでございます。他の案については整備計画の目標流量の毎秒540m³迄の対応する案で評価をさせて頂いております。

【司会】

その他ございませんでしょうか。
和泉県土づくり本部長様。

【佐賀県 県土づくり本部長】

先ほどの柔軟性のところ7ページ目ですね。ここで確認したいことがあります。ダム案ではなくて遊水地案の場合ですね。遊水地案の場合は掘込式の遊水地、⑦案ですとか⑩案ですけれども「遊水地は掘込方式であることから、さらなる掘削による容量の増加は困難である」とされているのですが、具体的に通常遊水地は掘込むことが可能と考えるのですが困難とはどういう観点から困難と言われているのか確認したいんですけれども。

【河川調査官】

この遊水地については掘込遊水地を設定させていただく時にどれだけ掘れるかということをごさいますけれども佐賀平野は地下水位がそれなりに高いということもあって、あんまり掘ると地下水が周辺から入ってきたり、下から湧いてきたりで結局それで水が溜まってしまえばその分は容量として見込めないということになります。地下水に影響を及ぼさないような形で掘削の深さを設定しているのでここでの評価としては「さらなる掘削は困難」というような記載をさせていただいているところをごさいます。

【司会】

よろしいでしょうか。その他、何かご質問ご意見等ごさいますでしょうか。
和泉県土づくり本部長様。

【佐賀県 県土づくり本部長】

あと何点が確認したいことがごさいます。コストのところでも5ページ目ですけれども「維持管理に要する費用がどれくらいか」のところでも城原川ダム案だと年間約1億7千4百万円、これは九州の他ダムを参考にして算定されたとの説明だったと思いますが、流水型ダムというのは九州の他ダムには無いので貯水型ダムを参考にされたのかと思いますが、その辺は流水型ダムとして維持管理費がどれくらいかかるということが考慮されなくても良いのでしょうか。

【河川調査官】

ご質問ありがとうございます。今おっしゃって頂いたようにコストの維持管理に要する費用については九州地方整備局で管理をしておりますダムの実績を基にしておりますけれども流水型ダムという特性を踏まえて例えば流水型ダムであればゲート関係は必要ないということになりますので算出のベースは貯留型のダムをベースにしておりますけれども、そこから流水型ダムの場合いらないだろうというものは除いた形でこの数値は算出させていただいているということをごさいます。全く貯留型ダムを流用しているというものではごさいません。

【佐賀県 県土づくり本部長】

貯留型ダムから要らない部分を除いているということですのでけれども流水型ダムだから必要だということはないと考えてよろしいでしょうか。必要な何か新たにかかる維持管理費というのはないのでしょうか。

【河川部長】

いくつか流水型ダムは全国で出来ていますので日頃管理している例えば草が生え

るとかそういう程度の貯留型ダムに無いような話は聞いていますけれどもそれが大きなお金にはなっていないというのを確認した上で今省いているのでむしろ高めに
出ているのではないかと考えております。

【司会】

よろしいでしょうか。その他、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。
和泉県土づくり本部長様。

【佐賀県 県土づくり本部長】

評価軸の環境のところでは何か確認させていただきたいですけれども、最初に「水環境に対してどのような影響があるか」についてダム案の場合「平常時は湛水しないため、水量や水質の変化は小さいと予測される」ということですが、これは具体的に平常時もそうですが洪水時の影響とか当然出てくるとは思いますが「変化が小さいと予測される」とは具体的にどんな根拠をもって結論付けられたのかを詳しく説明していただければと思います。

【河川調査官】

ありがとうございます。環境への影響の水環境に対してでございます。平常時に変化がないのはよろしいかと考えております。洪水の時にダムの有り、無しでどう変わるかとどのような評価をしているのかということかと思っておりますけれども、まず考えられるものとして洪水時というのは濁った水が出て行く。それはダムが有ろうと無かろうと流れていくものだと思いますけれども、それがダムによって一時的に遮断されることによってどう変わるのかということは少し検討させて頂いております。もう少し具体的に申し上げますとダムの濁水予測ということでございますけれども国土交通省の国総研とか独立行政法人土木研究所の指導を仰ぎながらシミュレーション、解析をやっているということでございます。解析上、シミュレーションの結果、濁水の出ている時間といいますか一定の洪水の期間流れていくと思いますがそういった時間についてはダムが有る場合でも無い場合でも殆ど変わらないだろうというような結果を得ているということでございます。

【佐賀県 県土づくり本部長】

ありがとうございます。さらにその下の「生物の多様性の確保」のところではダム案にて「生育環境の変化により影響を受けると予測される種があるため、環境保全措置を講じる必要がある」とは具体的にどんな影響を受ける種があつて、それに対して環境保全措置を講じるということですが、特に問題なくそのような措置がとることが出来るのかについて教えていただければと思います。

【河川調査官】

環境への影響の生物への影響ということでございますけれども、スライドの方に
出したいと思っておりますので、具体的には文献の資料とか現地調査等も行っておりま
して、レッドリストなどと照合して対応が必要と考えられるような重要な種を選定し
ております。具体的には動物、植物合わせて 27 種、動物 23 種、植物 4 種を少し考
慮しないといけない、対応が必要ではないかと考えております。実際にダムとなっ
た場合に対策が必要になるということになります、表の右側に記載していると
おり他のダムで対応している事例等もございますので哺乳類・鳥類については工事時
期に配慮するとか段階的に施工するとかが考えられます。両生類、魚類、昆虫類、
底生動物というのは工事をする前に移動してもらおうとか動かして移植するよう
なことも考えられます。植物についても同じような形で実証された例もございま
すのでそういった対応が考えられるということでございます。こういったものを合わ
せて 27 種で必要に応じて環境保全措置を講じる必要があるということで評価をさ
せていただいているということでございます。

【司会】

よろしいでしょうか。どうぞ赤司副市長様

【佐賀副市長】

ここの評価軸毎の評価とは関係ないといえますか、関係ある部分として安全度の
10 年後 15 年後にどうなんだということで被害低減効果ですけれども、これに関し
てどこで言おうかなと感じていましたが、先ほど松本市長さんの方からから 10
年後、効果がまだ出ないとのことだけれども、できるだけ早くやってくれよと
のご意見が出たわけです。そういう中で私どもこれまで何回も言ってきましたが、佐賀
市は低平地でありまして治水関係は潮の干満に非常に影響を受ける状況です。市
の水は多布施川から東の方は佐賀江川にて受けてるわけです。排水は、それを城原川
と合流する東に持ってきて、非常に佐賀江川の方はポケットみたいなことであって、
ある程度そこで受けるようになっているわけですが、非常に上流からの水が多い
とどんどんくると水位が逆転して、ポンプで強制的に、国の蒲田津ポンプ場に強制
排水をしていただいている状況である。早く上流の方を整備、治水関係をやっ
ていただくというふうなことが必要であるわけです。また中心市街地の都市化が進
んで、昨年はそんなに雨が降らなかったのですが、一昨年は駅を中心部分が浸水
したという状況が起きています。これはどこでもそういうふうな状況が起きてい
るんじゃないかなと思います。特にそういった部分で、びくびくして雨期時には心配
しているわけです。私どもも排水対策の基本計画というものを作りまして雨水幹線
を改修して速やかに街の水を佐賀江川に落とすようにしているわけです。そうなり
ますと佐賀江川の負担が非常に大きくなってくるわけです。そうした場合に城原川
の方の水位が高いということは、どんどん水が降りてきて高いと、そちらの方に落と

せないようになるというふうな状況になりますので、早くその部分は解決してほしいということと、今日出てくる時に地図を見てきましたが、佐賀江川の方には神埼市の一部の水、排水も佐賀江川で受けているというふうな状況となっています。これは中地江ですかね。まあそういうふうなことで、私どもの市の受け皿である佐賀江川の負担軽減のためにも早くこの城原川の治水を急いでいただきたいなど、これは要望ですがなにぶんよろしく願いいたします。

【河川調査官】

はい、ありがとうございます。今の佐賀江川との関係で城原川の治水対策を早くという話は、確か昨年5月の1回目の検討の場の時に、秀島市長さんの方からも強くご意見としていただいているということで、同じような話だったかなというふうに理解しております。いずれにしても松本市長さんからもご意見いただいておりますが、速やかにこの検証という手続きを終えれば、その後は治水対策を進めていきたいということでございます。

【司会】

そのほか何かご質問ご意見ないでしょうか。和泉本部長様。

【佐賀県 県土づくり本部長】

先ほど環境評価軸の続きなんですけども、4つめの所に土砂移動がどう影響するか下流河川とかに、どう影響するかということで、このダム案ですけども、シミュレーションによると大きな変化は生じないと予測されるというふうな形になっていますが具体的にシミュレーションは先ほど国総研、研究所ですかね、国土交通省研究所内の信頼を得ながら再現性の高いモデルでやったという説明がありましたが、これは具体的にどんな形で確認をされているかということと、その下の景観、人と自然との豊かな触れ合いのところで、ダムの場合ですけども「主要な眺望景観の一部が変化すると予測される。必要に応じて保全措置を講じる必要がある。」ということなんですけれども、これについても具体的にどういう所が変化すると予測されているのか、主要な眺望景観とはどういう所をいつているのか、さらにダムの予定サイトの下流の九年庵ですとか仁比山神社という非常に観光地でございますけれども、その観光地からの眺望景観に影響があるのではないかというような声も聞こえてくるものですから、その辺についてもどのように考えておられるか確認させて下さい。

【河川調査官】

はい、2点あったかと思えます。まず1点目の土砂流動がどのようなシミュレーションで行っているかということだったと思えます。先ほどの水環境への影響のところと同じような形になりますけれども、国総研、土木研究所の指導を仰ぎながら

ダムがあった場合、なかった場合で、その河床材料の移動のしやすさですね、どれくらいの流量だったら、どの程度の材料が移動するのかといったような検討と併せて100年間の河床変動計算を実施しております。そういった場合でダムがあった場合となかった場合に大きな差はないというような結果を得ているというところでございます。

それから2点目の景観の話だったかと思います。主要な眺望景観の一部が変化すると予測されると評価をさせていただいていますが、どのようなやり方をしているのかということですが、佐賀平野の中で人が集まる場所があるかと思います。例えば吉野ヶ里公園とか高取山公園といったような人が集まる場所を視点場として設定しまして、そこから景観として良好なものを景観資源というふうに呼んでおりますけれども、例えば金立山ですとか朝日山とかそういったものを見たときに、その景観が変わるのかどうかということでございます。今回ダムのところの評価でございますが、必要に応じて法面の植生の回復等の環境保全措置を講ずる必要があるとしておりますが、これは視点場として設定したところから景観資源を見た際にダムの堤体ですとか付替道路が一部視界に入ってくるということで、法面の植生回復等の措置が必要だという形で評価をさせていただいているところでございます。またダムサイトの下流に位置する、九年庵、仁比山神社からどうなのかという話でございますが、こちらの方はそちらからダムの堤体が見界に入ることはないというふうに考えています。

【司会】

よろしいでしょうか。はいどうぞ。

【佐賀県 県土づくり本部長】

もう1点、環境じゃなく地域社会への影響というところの評価軸です。

8 ページ目になりますけれども、地域振興に対してどのような効果があるか真ん中の所にありますけれども、ダム案もそうですし遊水地案も同じですけれども、「地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機になり得る。」というような説明なんですけれども、これがちょっと表現がわかりづらいんですけれども具体的にどんなことが考えられるという。まあ今後の話ですから、こんなことじゃないにしろ事例があればおしえていただきたい。

【河川調査官】

はいありがとうございます。地域振興に対してどのような効果があるのかということで、ダム案の場合ですとか遊水地案の場合に、地域振興ポテンシャルを顕在化させる契機になり得る。ということでございます。これはダムを造った場合、貯水池の部分に活用可能な用地が生み出される。それから遊水地の場合も洪水の時は水を貯めないといけないんですが、平常時に活用可能な用地が生み出されますので、

そちらを上手く活用すると何か地域振興に資するようなことができるのではないかと
いうことで、このような書き方をさせていただいてるということでございます。
例として何かあればという話だったかと思いますが、遊水地の方が事例として多い
と思いますが、例えばこれも国土交通省の方で実施している事業ですが佐賀導水の
巨勢川調整池等であれば、地域振興という程のものかわかりませんが遊水地内
においてランドとして活用したり、これは佐賀市さんの方で管理をさせていただ
いているということかと思えます。いずれにしてもこれは国土交通省だけじゃなく
て地域の方のアイデアも含めて、いろんな活用の仕方ができるのではないかと
いうことでこのような書き方をさせていただいているということでございます。

【司会】

よろしいでしょうか。そのほかご意見ご質問等ございますでしょうか。

【司会】

他、ございませんでしょうか。

ありがとうございました。

それでは次に進めさせていただきます。

続きまして、「意見聴取等の進め方」こちらについて説明をさせていただきます。

【資料－5】をご覧くださいと思います。

それでは、【資料－5】「意見聴取等の進め方」ということで、今後関係者の方々
にご意見を聴くこととしておりますので、その内容について説明させていただきます。

次、お願いします。

意見聴取の実施については、これまでの検討の場、更に本日の検討の場における
議論を踏まえまして、検討結果の報告書（素案）を作成し、この報告書（素案）に
対して関係者の皆様からご意見を聴く予定としております。

報告書の素案については、お配りしております【資料－6】分厚いものですが
こちらをご覧ください。

こちらの資料は、表紙を見ていただきますと報告書（素案）の案と書かせていた
だいております。この案に本日構成員の皆様からいただきましたご意見等を反映い
たしまして、（素案）の案の後ろの案を取りまして、報告書（素案）として関係者
の皆様から意見を聴く予定としております。

素案の構成を説明させていただきます。めくっていただきまして目次を見ていた
だければと思いますが、「検討経緯」に始まりまして、2「流域及び河川の概要」、3
「検証対象ダムの概要」、4「城原川ダム検証に係る検討の内容」、5「費用対効果の
検討」、6「関係者の意見等」、7「対応方針（案）」として、これまでに検討してき

ました内容等について記載しております。

それでは【資料－5】に戻っていただければと思います。

意見を聴く方々とその方法について説明させていただきます。まず、学識経験を有する方々への意見聴取としまして、1 ページめくっていただくと右肩に【別添－1】と記載している資料がございます。学識経験を有する者の意見聴取につきましては、この「意見聴取の場」を開催して、意見を伺って参る予定です。委員の皆様については現在、筑後川河川事務所において河川整備計画の点検等を目的に設置している「筑後川学識者懇談会」の委員の方々を学識経験者として、ご意見をお聴きすることとしております。

次に、関係住民の方々ですが、こちらにつきましては次のページに【別添－2】ですね。こちらを添付しております。佐賀県内に在住の方を対象としまして、佐賀市内及び神埼市内にて公聴会を開催したいと考えております。

また、県外在住の方、出席できなかった方からも【別添－2】の5.に記載しておりますが、公聴会とは別に紙面による意見募集も併せて行う予定としております。

「学識経験を有する者の意見聴取の場」、並びに「関係住民の意見聴取」の日程等については、後日記者発表させていただきます。

最後に、関係地方公共団体の長からの意見聴取としましては、学識経験を有する者及び関係住民からの意見聴取を実施したのちに、これらを踏まえて佐賀県知事のご意見を聴きたいと考えております。なお、河川法の規則によりまして、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならないとなっておりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

以上で、【資料－5】「意見聴取等の進め方」について説明を終わります。

それでは、只今の意見聴取等の進め方のご説明をもちまして、本日予定してありました審議内容等を終了したいと思います。最後に全体をとおして何かご質問等ございますでしょうか。県土づくり本部長様。

【佐賀県 県土づくり本部長】

意見聴取等の進め方ということなんですけど、今後、学識経験者とか住民意見聴取をするということですが、それ以降ですね。さらに検討の場とかが開かれて行くんじゃないかと思いますが。それ以降の進め方について説明いただければと思います。

【河川調査官】

はいありがとうございます。今説明させていただいたとおり、学識経験を有する者の意見を聴く場を設け、併せて関係住民の意見を聴く場、紙面による意見の募集をするということになります。それらの意見、どのような意見をいただくかによりますけれども、いただいた意見を踏まえて、先ほど【資料－6】で少し構成だけふ

れましたけれども、報告書の素案に対して意見をもらいますので、いただいた意見を踏まえて、この報告書の素案を報告書の原案の（案）という形にして次回検討の場にてお示しをしたいということでございます。その後になると思いますが、先ほど説明にありましたけれども、佐賀県知事さんのご意見をいただいて、報告書の原案をまとめるという形になるかと思えます。そのうえで、九州地方整備局として、整備局の事業評価監視委員会にお諮りをして方針の案というものを決定するということとなります。その後については本省の方で持っている有識者会議で審議をいただいて方針が決定をされるということとなります。ちょっとダラダラと申し上げたのでわかりづらいかもかもしれませんがそのような手続きになるということでございます。スケジュールということでございますけれども、段取りとしてはそのような形となりますが、いつ結論がだせるのかということについては予断なく検証を進めるということから、どのような意見をいただくかもまだわかりませんので、いつまでにとかいつごろということについてはこの場で申し上げることができないかなと思えます。

【佐賀県 県土づくり本部長】

先ほどの素案の【資料－6】ですかね。【資料－6】の1－2ページ目に流れが書いてありますけれども、ここでいうと今日が第3回検討の場ですけれども意見を聞いてその後にもまた検討の場が開かれるというふうに理解してよろしいでしょうか。

【河川調査官】

今のところ見ていただいている1－2ページ、図1－1がありまして右側の方に学識経験を有する者、関係住民の四角囲みがあります。その下に関係地方公共団体の長と意見を聞くという矢印があります。今のところ、この間にもう一度、検討の場を開催をしたいかなと考えてございます。今日までの検討の場までしかいれてございませんが、この素案の作成と原案の間に学識経験を有する者、関係住民の意見の場と地方公共団体の長の場の間にもう一度検討の場をいれたいかなというふうに思っております。必要に応じ、さらにその後どのような意見をいただくかによってその検討の場を繰り返す、何回かやらなければいけないということも考えられるかもしれませんがそのように考えています。

【司会】

よろしいでしょうか。そのほか何か全体をとおしてご質問ご意見等ございますでしょうか。

それでは、最後になりますが、河川部長より一言お願いいたします。

【河川部長】

構成員のみなさまにおかれましては、本当に本日は貴重なご意見をたくさん賜り

まして、ありがとうございました。

先ほど私どもの方から今後のスケジュールについてお話ししたところでございますが、予断を持たずではございますけれども、速やかに検証作業を今後進めて参りたいと思っておりますので、引き続きご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

【司会】

これをもちまして第3回の検討の場を終了させていただきます。

本日は誠に、ありがとうございました。